

山形県U I ターン就職活動交通費助成事業費補助金に係るQ & A

Q1 企業説明会などに参加する経費は対象となりますか。

A1 山形県が主催する「合同企業説明会」又は「企業研究会」が対象となりますので、山形県以外が主催する企業説明会への参加や、筆記試験のみの場合などは対象になりません。

Q2 短期のインターンシップは対象となりますか。

A2 当補助金の対象となるのは、(1社)5日間以上のインターンシップとなります。

Q3 交通手段はどのような方法でもよいのですか。

A3 鉄道、航空、高速バスを利用した場合とパック料金のみが対象となります。これら以外の路線バスや自動車、タクシー利用などの経費は対象になりません。

Q4 採用面接、インターンシップ又は合同企業説明会等開催地との往復の経路はどのような経路でもよいですか。

A4 現在お住まいの住所から、県内企業との採用面接又はインターンシップ、山形県主催の合同企業説明会等開催地までの往復の移動に要した経路が対象となりますので、最短経路など特定の経路には限定しませんが、当該目的に沿った適切な経路を選択してください。また、インターンシップ期間中のインターンシップ実施地と宿泊地の間の交通費は対象外となります。

なお、申請の際には、支出した経費に係る領収書の原本(又は支払いを証明できるもの)を添付していただく必要があります。

Q5 移動日と採用面接日が離れていても、申請できますか。

A5 補助金の交付を受けるにあたっては、往路にあつては採用面接日、インターンシップ開始日又は合同企業説明会等開催日から起算して7日前の日から当該面接日、インターンシップ開始日又は合同企業説明会等開催日までの間の移動、復路にあつては採用面接日、インターンシップ終了日又は合同企業説明会等開催日から起算して7日以内の移動に係る経費が対象となります。

※災害、傷病その他のやむを得ない理由により移動期間に制限があった場合、前後30日以内の移動に係る経費とする。

Q6 経費(交通費)の領収書を紛失してしまいましたが、申請できますか。

A6 支出した金額を証明できない場合は申請を受け付けることができませんので、領収書等は申請時まで大切に保管してください。

また、採用面接・インターンシップ・合同企業説明会等実施(参加)証明書、又は実施(参加)を証明できるものについても、紛失等により添付が無い場合には申請を受け付けることはできません。

Q7 申請はいつまでに行う必要がありますか。

A7 採用面接を受けた日、インターンシップを終了した日又は合同企業説明会等に参加した日から3か月以内に申請する必要があります。ただし、令和6年12月16日以降の面接、インターンシップ又は合同企業説明会等の場合は、県の事務処理の都合上、令和7年3月15日まで申請してください。

Q8 採用面接を受けたが、不採用となった場合も助成を受けられますか。

A8 山形県内で採用面接を受け、申請に必要な条件を満たしている場合は、面接の結果にかかわらず助成を受けることができます。

Q9 公務員試験を受ける場合も助成を受けられますか。

A9 公務員試験（国、県、市町村）を受ける場合は対象となりません。また、行政機関が実施するインターンシップに参加する場合も対象となりません。

Q10 地方就職支援金とは何ですか。

A10 地方就職支援金とは市町村が窓口となり、6月1日以降の就職活動に係る交通費を助成する支援金となります。山形県Uターン就職活動交通費助成事業費補助金とは、助成金額や支給要件等が異なりますので、詳しくは以下の実施市町にお問い合わせください。

【実施市町】

山形市、天童市、山辺町、寒河江市、東根市、金山町、鶴岡市、酒田市